

第 2 次沖縄振興開発計画

目 次

第 1 章 総 説

1	計画作成の意義・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・	4

第 2 章 計画の基本方向

1	基本的課題・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	振興開発の基本方向・・・・・・・・	7
	(1) 特色ある産業の振興開発と基盤整備・・・・・・・・	7
	(2) 豊かな人間性の形成と多様な人材の育成 及び文化の振興・・・・・・・・	9
	(3) 住みよい生活環境の確保と福祉・医療の充実・・・・・・・・	9
	(4) 均衡のとれた地域社会の形成と活力ある 島しょ特性の発揮・・・・・・・・	9
	(5) 地域特性を生かした国際交流の場の形成・・・・・・・・	10
3	県土の利用と海洋の開発・・・・・・・・	11
4	圏域別開発の方向・・・・・・・・	13
	(1) 中南部圏・・・・・・・・	13
	(2) 北部圏・・・・・・・・	15
	(3) 宮古圏・・・・・・・・	16
	(4) 八重山圏・・・・・・・・	17
5	人口及び経済社会のフレーム・・・・・・・・	20

第3章 部門別の推進方針

1	水資源の開発及びエネルギーの確保	22
(1)	水資源	22
(2)	エネルギー	23
2	交通通信体系の整備	24
(1)	航空	24
(2)	海上交通	24
(3)	陸上交通	25
(4)	通信	26
3	産業の振興開発	27
(1)	農業	27
(2)	林業	30
(3)	水産業	31
(4)	建設業	32
(5)	鉱工業	32
(6)	商業、貿易	34
(7)	運輸交通業	35
(8)	中小企業	35
4	観光レクリエーションの振興	36
(1)	観光レクリエーション地域の開発整備	37
(2)	観光受入体制の整備	37
(3)	観光関連産業の振興	37
5	自然環境と国土の保全及び公害防止	39
(1)	自然環境の保全	39
(2)	国土の保全及び災害防止	39

(3) 公害の防止	40
6 生活環境施設等の整備	41
(1) 住宅	41
(2) 水道	41
(3) 下水道	42
(4) 廃棄物処理施設	42
(5) 公園緑地	42
(6) 市街地開発	42
(7) 流通施設	42
(8) 県民生活の安全確保	43
(9) 消費生活の安定確保	43
7 教育及び文化の振興	44
(1) 初等中等教育の充実	44
(2) 高等教育の充実	45
(3) 社会教育の充実	45
(4) 青少年の健全育成と婦人の社会参加の促進	45
(5) 県民の健康、体力の増進	46
(6) 文化財の保護及び芸術文化の振興	46
8 社会福祉の拡充と保健医療の確保	48
(1) 地域福祉の基盤整備	48
(2) 老人福祉の充実	48
(3) 心身障害児・者福祉の充実	49
(4) 児童・母子福祉の充実	49
(5) 生活福祉の充実	49
(6) 医師等保健医療従事者の養成確保	49
(7) 医療基盤の整備と医療体制の確立	49
(8) 保健衛生の推進	50

9	職業の安定と労働者福祉の充実	51
(1)	雇用対策の推進	51
(2)	駐留軍関係離職者等の再就職の促進	51
(3)	職業能力の開発向上	52
(4)	労働条件の向上と労働者福祉の充実	52
10	国際交流の場の形成と推進	53
(1)	国際交流の場の形成	53
(2)	国際交流の推進	53
11	離島の振興	54
(1)	産業の振興	54
(2)	交通通信施設の整備	55
(3)	社会生活環境施設等の整備	56
(4)	自然環境及び国土の保全	56
	むすび	57

第 1 章 総 説

1 計画作成の意義

昭和 47 年 5 月祖国に復帰した沖縄については、本土との格差の是正と自立的発展を可能とする基礎条件の整備を図るため、沖縄振興開発計画に基づき、総合的な諸施策が講じられ、県民の不断の努力と相まって相当の成果をあげてきた。

しかしながら、か烈な戦禍と長年にわたる本土との隔絶等により生じた各方面にわたる特殊な事情を抱えると同時に、本土から遠く離れ、かつ、広大な海域に散在する多くの離島から構成され、また、台風常襲地帯に位置するという地理的条件下にあり、さらに、復帰後のエネルギー事情等内外経済情勢の変化もあって、格差が是正されていない分野も存在し、自立的発展の基礎条件の整備は後れており、沖縄の経済社会は、依然として極めて厳しい状況にある。

翻って、我が国経済社会が長期にわたる高度成長の時代を経て、資源エネルギーの制約の増大、人口の高齢化、国際化時代など内外諸情勢の変化により新たな段階に入りつつある中で、豊富な太陽エネルギーと海洋資源をはじめとする沖縄のもつ開発可能性が貴重なものとなっている。

さらに、沖縄は、本土と東南アジア諸国の接点に位置し、経済、文化等の交流を深めてきた歴史的経験を有するなど、広く国際社会に協力していく場として好ましい条件を備えている。

今後、これらの特性を積極的に活用することは、沖縄の経済社会の自立的発展を図る上で極めて重要であり、同時に、我が国経済社会の発展にも有益である。

このため、これまでの沖縄振興開発の実績を基礎に、前計画の基本的考え方を受け継ぎ、新たに長期的総合的観点に立って将来展望を行い、地方自治を尊重し、県民の意向を反映しつつ、引き続き国の責務において今後の沖縄振興開発の方向と施策の在り方を明らかにするとともに諸施策の推進に努める必要がある。

ここに、新しい沖縄振興開発計画を策定する意義がある。

2 計画の性格

この計画は、沖縄振興開発特別措置法に基づいて策定する総合的な振興開発計画であり、今後の沖縄の振興開発の向かうべき方向と基本施策を明らかにしたものである。したがって、政府公共部門においては、その施策の基本となるものであり、民間部門については、その自発的活動の指針となるものである。また、民間部門における財政投融资などによる誘導助成は、この計画に沿って行われるものである。

3 計画の期間

この計画の期間は，昭和 57年度から昭和 66年度までの 10 か年とする。

4 計画の目標

この計画においては、沖縄の特性を積極的に生かしつつ、引き続き各方面にわたる本土との格差の是正を図り、自立的発展の基礎条件を整備し、新しい生活像を目指して、平和で明るい活力ある沖縄県を実現することを目標とする。

第 2 章 計 画 の 基 本 方 向

1 基本的課題

新生沖縄県として我が国発展の一翼を担うこととなった沖縄は、復帰前後の激動期を経て、基地依存経済からの脱却を図りつつ発展を遂げてきたが、今日、その経済社会の自立的発展へ向けて新しい段階にきている。

しかしながら、か烈な戦禍と 27 年間にわたる本土との隔絶、復帰前後の混乱等の影響からいまだに脱却しきれず、復帰してからの期間が短いこともあって、自立的発展の基礎条件は確立されていない。また、本土からの遠隔性、島しょ性、台風常襲地帯等の不利性に加え、広大な米軍施設・区域が存在するなど特殊な制約要因を抱え、沖縄の置かれている環境条件は依然として厳しい状況にある。さらに、沖縄は、我が国の最西南端にあって亜熱帯地域に位置し、広大な海域と多くの島しょから成り、独特の文化や恵まれた自然景観等の魅力ある地域でありながら、その有利性は十分生かされていない。

また、沖縄はその歴史的背景もあって、年齢構造が若いため、今後とも人口が増加し、経済社会を担うべき層が増大し、また、全体的に高齢化が進むこととなる。ここに、県民一人ひとりが安定感と潤いと誇りをもって生活し、県内外で活躍すると同時に、国民にとっても有意義な空間が創出され、沖縄が我が国経済社会の中において安定的に発展していくためには、今後解決すべき多くの課題を抱えている。

第 1 に、今後労働力人口が増加する中で、多くの若年失業者の存在に加え、駐留軍関係離職者等も多く、雇用失業問題は厳しい情勢が続いており、また、物的生産部門が弱いこと、産業活動相互の有機的な結合が十分でないため相乗的な発展が進みにくい面を有すること等によって産業の雇用吸収力は弱く、就業の場の確保は困難な状況にある。

第 2 に、沖縄の振興開発が本格的に実施されてからその歴史が浅いため、各分野における蓄積は総じて低位にある。

社会資本については、復帰後整備が大きく進展したが、なお立ち後れている分野もある。すなわち、水資源等については、島しょ性からくる構造的な不利性等を有し、不安定な状況にあり、また、交通通信体系、生産基盤、

生活環境施設等については、県民生活の安定と経済社会活動の広域的展開のためには一層の整備が必要であり、さらに、社会福祉、保健医療施設等についても総体として後れている。

民間においても、企業設備等の蓄積は進みつつあるが、まだ立ち後れており、住宅等も質的に低い状況にある。

戦災等によって失われた緑の回復も十分ではない。

さらには、技術力、情報管理、組織力等の蓄積についても十分ではない。

第3に、経済社会が発展していくためには、産業経済、文化、地域社会等を支える多様な人材が育っていくことが不可欠であり、知識、技能等の修得の多様な機会を確保し、活用していかなければならないが、今後各面における資質の高い担い手を確保していくためには、種々の制約がある。

第4に、数多くの離島から構成されている等の地理的・自然的条件を有すると同時に、広大な米軍施設・区域が存在する等により、厳しい土地利用上の制約を受けている。

また、大幅な人口の社会流出とUターンを経験し、この過程において本島中南部地域における過密化と離島・へき地における過疎化や年齢構造の不均衡を生じ、それぞれの地域社会においてひずみを生じている。他方、社会移動の安定化と若年層の離島等への定着化等新しい兆しもあり、また、地域を支える産業としての農林水産業、観光関連産業等の発展もみられる。

第5に、我が国経済社会の中で、沖縄の自然的・地理的条件による有利性は十分に生かされていない。

すなわち、東南アジア諸国との接点に位置し、海外交流の歴史的経験を有していながら、人的・物的国際交流は進展しておらず、豊かな太陽エネルギー、広大な海域等の活用もまだ緒に就いた段階であり、また、近年評価の高まってきている多彩な観光資源についても十分には活用されていない等、沖縄のもつ可能性は十分には発揮されていない。

さらに、独特の歴史風土に根ざした文化的遺産や美しい自然の継承、保全についても十分でない。

2 振興開発の基本方向

この計画においては、調和のとれた人間居住の総合的環境の整備を図るとともに、各地域の均衡ある発展に努め、新しい生活圏を確立することにより、国際化等新しい時代に即応した活力ある地域福祉社会を効果的に実現することを振興開発の基本方向とする。

すなわち、離島性、台風常襲などによる不利性を克服し、歴史的背景からくる諸蓄積の不足、特殊な経済構造と硬直的土地利用の是正に努める。また、各地域における生活環境、教育、社会福祉、保健医療等の水準を引き上げるとともに、亜熱帯・海洋性気候、地理的位置、伝統文化などを積極的に生かしつつ、産業と文化の振興を図り、また、国民的保養基地の建設及び国際交流拠点の形成を推進する。さらに、それらの基礎条件として水資源、エネルギーの安定確保と交通通信体系の整備を推進するとともに、産業経済、地域社会、国際交流等を支える人材の育成に努める。

(1) 特色ある産業の振興開発と基盤整備

沖縄経済の自立的発展を図り、活力ある地域社会を実現するとともに、就業の場を確保していくためには、産業の振興開発が最も重要である。

産業の振興開発を進めるに当たっては、経済の自立的発展を目指して、各地域のもつ特性を活用しつつ、各産業の振興を図ることとし、生産性の向上等を図るとともに、新しい分野への発展と新規企業の導入育成を促進し、また相互の有機的結びつきを深める等、産業の総体的発展を図ることにより、特色ある産業の振興開発を進める。

このため、産業基盤の整備を図るとともに、経営、技術水準の向上等を進めるほか、流通体制の確立に努める。

農業については、生産の基礎条件の整備を推進し、生産性の向上を図るとともに、豊富な太陽エネルギー等亜熱帯の自然的特性を生かした農業生産の安定的拡大と作目の多様化を進め、生産性の高い亜熱帯農業の確立を図る。

林業については、木材等林産物の供給、国土保全、水源かん養等森林の多面的機能の強化を図りつつ、亜熱帯地域の特性を生かした林業の育成を図る。

水産業については、生産基盤を整備するとともに、新しい海洋秩序の

下で地理的・自然的特性を生かした生産性の高い活力ある水産業の確立を図る。

また、農林水産物の生産拡大と市場の広域化に対応して、流通機構を整備するとともに、加工業を育成し、付加価値の増大を図る。

建設業については、高度化、多様化する建設需要に対応できるよう、技術力の向上に努めるとともに、経営の合理化と事業の協同化を進め、企業体質の改善を図る。

製造業については、用地、用水、エネルギー等の適正な供給確保に努め、既存工業を振興するとともに、新規工業の展開を図り、工業生産力の集積を促進する。このため、設備の近代化、経営の合理化を進め、企業体質の強化を図るとともに、技術力、経営力の開発向上を図り、製品の高付加価値化と市場の拡大を図る。また、工業団地の整備を推進し、既存企業の団地化と生産力拡大を図るとともに新規企業の立地を促進する。

観光については、豊かな亜熱帯・海洋性自然と特有の伝統文化等により大きな可能性をもっているのをこれを活用し、また、国際観光の進展にも対応して、観光レクリエーションの場の開発整備と受入体制の整備を図るとともに、観光関連産業の質的向上と県産品の活用を進め、観光客のニーズにこたえた地域性豊かな観光サービスの実現を図る。

このような産業開発の進展を通じて、若年齢者の雇用機会の拡大を図るとともに、中高年齢者等及び離・転職者の特性に応じた雇用を促進するほか、産業の発展を支える人材を確保するため、職業訓練、職業指導等を充実強化し、就業者の資質の一層の向上を図る。

沖縄において、このように産業を振興すると同時に県民生活の安定と向上を実現するためには、その基盤となる水資源、エネルギー及び交通通信体系の開発整備が基本的な条件である。

水資源については、水需給の長期的展望に立って多角的な開発利用を促進するとともに、用水の節約の徹底及び処理水の再利用等その有効利用に努める。

エネルギーについては、電源の多様化を図るとともに、豊富な太陽エネルギー等を活用したローカルエネルギーの開発利用を進める。

交通通信体系については、経済社会の広域的展開及び県民生活の利便性の確保のため、空港、港湾、道路、電気通信施設等を整備拡充し、県内外各地域及び国外を結ぶ交通通信ネットワークを形成する。

(2) 豊かな人間性の形成と多様な人材の育成及び文化の振興

創造性に富む豊かな人間性を培い、経済社会の発展と国際化に対応した地域社会を担う多様な人材の育成に努めるとともに、地域性豊かな文化の振興を図る。

このため、教育諸条件を整備し、学校教育、社会教育を通じて生涯にわたる学習機会の拡充と学術・科学、体育・スポーツの振興に努めるとともに、産業、医療、福祉及び国際交流等の担い手養成のための各種研修体制を強化する。また、レクリエーション施設の整備を進め、県民の余暇生活の充実を図る。さらに、沖縄の貴重な文化遺産の保護、継承と芸術文化活動の充実にも努めるとともに、文化施設の整備を図る。

(3) 住みよい生活環境の確保と福祉・医療の充実

都市化の進展、生活意識の多様化等に対応しつつ、県民が安全で快適な生活ができるよう、住宅及び生活環境施設の整備を推進し、生活環境の総合的な整備を図る。また、消費生活の安定及び交通安全等生活の安全性の確保に努める。

かけがえのない資産である広大な海域、多数の島しょ、変化に富む海岸線、多彩なサンゴ礁、独特の植物景観、貴重な野生鳥獣等沖縄の恵まれた亜熱帯性の自然環境の保全と適切な利用を積極的に進めるとともに、緑化対策を進め生活に密着した自然環境の創出に努める。また、公害の未然防止に努める。さらに、国土保全を推進し、台風等による自然災害の防止に努める。

地域福祉活動を促進するとともに、福祉サービスの充実強化と社会福祉施設の整備を進め、社会福祉の拡充を図る。

保健医療施設の整備と保健医療従事者の確保、地域住民の健康の保持増進、疾病の予防と治療並びに社会復帰等の諸対策を進め、包括的な保健医療体系の確立を図る。

(4) 均衡のとれた地域社会の形成と活力ある島しょ特性の発揮

県全域にわたる均衡ある発展を図るため、都市、農漁村それぞれにお

ける定住条件の整備を進めるとともに、相互の有機的結合により、その一体となった発展を図る。

都市地域においては、都市環境の整備を総合的、広域的に推進し、沖縄の発展方向に即した経済社会活動や県民生活を支える中心的機能等都市機能の高度化を図る。

農漁村においては、生活環境の整備と併せて、農林水産業をはじめ地域特性を生かした産業を振興する。

多くの島しょから構成されている沖縄の発展を図るためには離島の振興が重要であり、交通網の確保等により地理的条件等による離島の不利性を克服しつつ、豊かな自然環境と伝統文化の活用を図り、各離島の特性と住民の創意を生かして産業を振興するとともに、生活環境を総合的に整備し、若者の定着を一層促進し、魅力ある地域社会の形成に努める。

(5) 地域特性を生かした国際交流の場の形成

沖縄の地理的条件、県民の進取の気性と国際交流の歴史的経験等を生かして、沖縄をこれからの国際化時代に対応する我が国の南における国際交流の重要な拠点として位置付け、その機能を果たすための環境の形成を図る。そのため、近隣アジア諸国等の主要都市と有機的に連結する交通通信体系を整備するとともに、教育、文化、学術等の国際的活動が可能な各種機関の整備を進め、また、情報、文化、経済等の中枢管理機能の集積の促進に配慮した都市環境の整備を進める。さらに、国際交流の担い手を育成し、人的・物的交流を促進する。

3 県土の利用と海洋の開発

沖縄は、亜熱帯性気候と東南アジアへの南の玄関口に当たる地理的条件、今後開発が期待される広大な海域等の有利な条件があり、この特性を活用し、陸域とその周辺海域を含む県土資源の有効かつ高度な利用を図る必要がある。

沖縄の土地利用現況（昭和 55 年度）は、陸域約 2,250 平方キロメートルのうち、農用地が約 490 平方キロメートル、森林が 1,100 平方キロメートル、宅地が約 110 平方キロメートル、原野、その他が約 550 平方キロメートルとなっており、それらのうち、米軍施設・区域が約 250 平方キロメートルと広大な面積を占めている。沖縄は山地が少ないこと、人口密度が高いこと等もあって、森林の割合が低く、農用地、宅地、原野、その他の割合が高い。

沖縄の沿岸域は、長い海岸線に恵まれ、自然海岸の比率も高く、サンゴ礁に囲まれた独特の沿岸環境、海洋景観をなしており、水産業、海洋レクリエーション、港湾等に利用されているが、さらに高度かつ多様な利用可能性を大きく残している。

県土の利用に当たっては、県土資源が現在及び将来の共通の限られた資源であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、沖縄の地理的条件、自然的条件、社会的条件等を十分配慮し、国土利用計画を基本として、計画的、総合的にその開発利用と保全を図り、均衡のとれた活力ある地域づくりを目指さなければならない。

限られた県土の適切な利用を実現するため、自然環境の保全に努めるとともに治山、治水等国土保全対策を推進する。また、水源かん養、保健休養等公益的機能をもつ森林の蓄積が低位にあるので、造林を進め、その培養に努めるとともに、遊休地、未利用地の有効利用を図る。傾斜地の開発利用に際しては、河川や沿岸海域への土壌流出の防止に努める。

なお、土地利用上大きな制約となっている米軍施設・区域をできるだけ早期に整理縮小し、産業の振興、生活環境の整備に資するよう跡地の有効利用を図るための施策を推進する。

都市部への人口、産業等の集中が進み、一方、離島・へき地では過疎化かみられるので、都市環境の整備、過疎対策等を推進し、均衡のとれた県

土地利用の実現に努める。また、都市化の進展等に伴い、各種土地利用間の競合も生じており、その調整を図りつつ、合理的な土地利用を進める。

県土資源の有効利用を図る上で、沿岸域、海洋の開発利用を進めることの重要性はますます高まっているので、環境保全及び災害の防止に十分配慮するとともに、諸利用の調和を図りつつ、開発利用を図る。

まず沿岸域については、港湾及び漁港の整備を図り、また、観光レクリエーションへの活用を進めるほか、生産、流通をはじめ都市機能等の整備のため、必要に応じて用地を計画的に確保する。また、海岸侵食、津波、波浪対策を推進し、海岸保全に努める。

広大な海域は水産資源の開発可能性が大きく、サンゴ礁の内海は静穏な浅海域を形成し、海洋レクリエーションの場としての大きな可能性をもっているため、それらの開発を進める。

さらに、海洋開発のための研究体制を充実し、総合的な沿岸域、海洋の利用について調査検討を進めるほか、海底鉱物資源の開発や海洋温度差発電等エネルギー源としての利用を検討する。

なお、県土の適正な利用、管理を行うために、陸域、沿岸域にわたる情報の収集、整備を進める。

4 圏域別開発の方向

今後の開発を推進するに当たっては、沖縄の自然的・地理的条件、土地利用状況、生産活動等の状況を踏まえ、県全域を中南部圏、北部圏、宮古圏及び八重山圏の4圏域に大別して各圏域の特性を生かし、地域社会の形成と産業の振興が一体となった開発を進め、人口の定住を促進し、自然と人間生活の調和のとれた生活圏の確立を図る。また、中南部圏域を中心として、これら圏域を有機的に結ぶことにより、開発効果の全域への波及を図る。それぞれの圏域においては、主要都市を中心にして、周辺地域を一体とした広域生活圏の形成を促進し、県民が等しく豊かな生活を営み得るよう諸施策の推進を図る。

なお、人口、産業等が中南部圏のみに集積して過密、過疎を加速しないよう各圏域の均衡ある発展に十分配慮する。

このような観点に立った圏域別開発の方向は、次のとおりである。

(1) 中南部圏

糸満市から石川市に至る本島中南部地域及び久米島、南北大東島等の離島を含めた本圏域は、人口及び産業等の集積が県内で最も高く、また、都市機能も発達し、沖縄の中心圏域となっている。

本島中南部地域は、森林緑地が少なく、主に都市地域と農業地域から成っている。都市地域には、那覇市と沖縄市を中心とする両都市部があり、市街地が連たんして都市圏を形成している。また、都市周辺の農業地域には、優良農用地が展開しているが、都市的土地利用と農業的土地利用の競合がみられる。一方、周辺離島には過疎化もみられる。

本圏域の開発整備に当たっては、沖縄の中心圏域として他圏域との結合を強めるとともに、本島中南部の都市圏を広域的都市計画の下に中枢管理機能をはじめとする高次の都市機能を備えた県内の中核都市として整備し、国際的都市の整備を目指すものとする。この場合、那覇市を中心とする都市部と沖縄市を中心とする都市部の機能分担を図りつつ、総合的な都市整備を進める。また、都市周辺農業地域及び離島の振興を進め、均衡ある発展に努める。

このため、都市圏においては、無秩序な市街化を抑制するとともに、経済、行政、教育、文化等の中枢管理機能の充実を図り、また、病院、

総合公園等を計画的に整備し、併せて県外県内の人的・物的交流の基地としての那覇港、那覇空港など総合的な交通通信体系の整備に努める。また、糸満漁港背後地における水産加工団地、工業団地等の形成を進めるほか、中城湾港を流通加工港湾として整備し、工業開発を進める。

さらに、流通の近代化を図るため、交通体系の整備と関連して中央卸売市場、流通センター等流通施設の整備を促進し、物的流通の拠点形成を図る。さらに、住工混在の市街地における工業の移転再配置や商店街の近代化を促進するとともに、都市施設の計画的整備と併せて土地区画整備や既成市街地の再開発を進め、都市機能の純化を図る。なお、都市用水の不安定な需給状況に対処するため、水の高度利用を図る。

特に、那覇市を中心とする都市部においては、バイパス、環状道路、幹線街路、都市モノレール等都市交通体系を整備するほか、公園、下水道、河川等各種都市施設等の整備の促進を図り、生活環境の改善に努める。また、首里城跡一帯については、沖縄の歴史的風土及び文化財の保存等の観点から、それにふさわしい区域としての整備を検討する。さらに、国際センター等の整備充実を図り、国際交流の場にふさわしい都市づくりを進める。

沖縄市を中心とする都市部においては、中城湾港開発を進め産業の集積を高めるとともに、交通網や総合運動公園をはじめとする各種都市施設の整備を進めるほか、商業、医療、文化等都市機能の集積を図り、中部における拠点都市の形成に努める。

なお、沖縄における米軍施設・区域は、大規模かつ高密度に形成され、しかもその多くが地域開発上重要な本島中南部地域に存在しており、中南部都市圏の形成に影響を与えているので、開発を進める上で、できるだけ早期にその整理縮小を図る。また、米軍施設・区域の返還跡地の有効利用を促進する。

農業については、優良農用地の保全・確保及び高度利用に努め、各種農業生産基盤の整備を推進し、野菜、花き、乳用牛等の主産地の形成を図るとともに、さとうきびを中心に生産性の高い機械化農業の確立を図り、併せて耕種と畜産の有機的結合を推進する。

林業については、すすき原野等無立木地の森林造成に努めるとともに、

防風，防潮等の防災林の造成を進めるほか，特用林産物の生産を促進する。

水産業については，その先導的拠点港としての糸満漁港をはじめとする漁港等の生産基盤の整備を推進するほか，沿岸漁場の整備開発を図る。

観光については，歴史的文化遺産や都市的機能の集積等を生かした振興を図ることとし，観光レクリエーション施設の整備と観光関連産業の育成に努める。

なお，周辺離島においては，交通通信施設を整備し，離島間及び離島と本島との間の交通通信ネットワークの整備拡充を行うとともに，生産基盤を整備し，農業，水産業，伝統工芸等を振興し，また，海を生かした観光レクリエーションの発展を図り，併せて生活環境施設の整備を行う。

(2) 北部圏

本島北部を中心とし，伊平屋島，伊是名島，伊江島等の離島を含めた北部圏は，主として，重要な水源地域となっている森林地域と農業地域から成り，海洋景観に恵まれた地域である。本圏域は，人口減少の続く地域を数多く抱えているが，ようやく人口の定着化も始まりつつある。また，圏域の中心都市の都市機能の集積は十分でない。

本圏域の産業は，農業を中心とした第1次産業が基幹的位置を占めているが，比較的規模の大きい製造業も立地し，また近年，観光関連産業の比重も高まってきている。

本圏域については，貴重な動植物等の豊かな自然環境を保全しつつ，恵まれた自然条件を活用することを基本に，各地域ごとの特性を活用した農業，林業，水産業の振興，製造業の育成，観光レクリエーションの場の形成等を図るとともに，生活環境施設等及び交通通信体系の整備を促進し，圏域が一体となった活力ある生活圏を形成する。

このため，農業については，土地条件を生かして農業用水及び農用地の開発利用，ほ場条件の整備等各種生産基盤の整備を推進し，さとうきび，パインアップルを中心として生産性の高い機械化農業の確立を図るとともに，野菜，花き，果樹等多様な作目の生産振興を図る。また，畜産基地建設を軸に肉用牛，豚，鶏等畜産の振興を図る。

林業については、森林資源の保続培養を図りつつ、木材等林産物の供給及び水資源のかん養等森林の多面的機能の強化を図る。また、林業生産基盤の整備を推進し、県産材の利用を促進するとともに、特用林産物及び緑化木等の生産振興を図るほか、森林レクリエーション地域の整備を推進する。

水産業については、水域の自然特性に即して沿岸漁場の整備開発を進めるとともに、栽培漁業など資源管理培養型漁業を振興する。

商工業については、この地域で産出する農林水産物、鉱産物を活用した工業及び伝統工芸産業等を育成振興するとともに、商店街の近代化を促進する。

また、沖縄海洋博覧会記念公園の整備を推進するほか、海浜リゾートの形成等観光レクリエーション拠点の整備を進めるとともに、島づたい観光をはじめ魅力ある観光地点を結ぶ広域観光ルートの開発を促進する。

また、水源地域の振興を図りつつ、増大する水需要に対応して引き続き多目的ダムの建設等の水資源開発を促進する。

日常生活の広域化に対応するとともに、圏域の一体化を図るため、圏域の中心都市である名護市の都市機能の強化を促進するとともに、地域の実情に即して生活環境施設をはじめ医療、福祉、教育、文化等施設を整備する。

また、道路、港湾等の交通通信施設の整備、離島航路の充実、離島空港の有効活用等により、中南部圏との時間距離の短縮及び圏内各地域間の結びつきの強化を進め、生産活動の効率化、生活便益の高度化、広域化を図る。

なお、赤土流出防止対策の強化を図る。

(3) 宮古圏

宮古島、伊良部島、多良間島等宮古群島から成る本圏域は、平坦な地形で、森林等緑地に乏しく、主として農業地域である。また、白い砂浜等の美しい海岸線に恵まれている。人口は、総体として増加しているが、平良市に集中し、周辺地域及び離島においては、過疎化現象がみられる。本圏域の産業は、さとうきび作を主体とした農業が中心であり、

南方かつお漁業等水産業も盛んで、沿岸海域は恵まれた漁業条件下にある。

本圏域については、農業と水産業の一層の振興を図り、また、観光保養地域として開発を進めるとともに、緑化を積極的に進め、生活環境施設等及び交通通信体系の整備を促進し、圏域が一体となった活力ある生活圏を形成する。

このため、農業については、農業用水源の開発をはじめとする各種農業生産基盤の整備を推進し、さとうきびと肉用牛の複合経営を中心に生産性、安定性の高い機械化農業の確立を図るとともに、地域特性に即して野菜、葉たばこ、養蚕等の振興を図る。

また、本圏域は、台風、干ばつの被害を受けやすい地形条件等にあるので、丘陵地帯を自然緑地として確保し、干害防備保安林の整備に努めるとともに、海岸地帯に防風、防潮等の防災林及び保健休養等のための樹林地を造成する。

水産業については、沿岸漁場の整備開発を図り、資源管理培養型漁業を振興するとともに、沖合漁業及び南方基地漁業を推進する。

また、優れた自然景観を活用した海浜リゾートの形成等観光レクリエーション拠点の整備を図るとともに、宿泊施設や広域観光ルートの整備など受入体制を充実し、魅力ある観光地づくりを推進する。

さらに、農水産物加工業、伝統工芸産業及び観光関連加工業等の育成振興を図るとともに、商店街の近代化を促進する。

日常生活の広域化に対応して、圏域の中心都市である平良市においては、生活環境施設をはじめ、医療、福祉、教育、文化等施設の総合的な整備を図り、都市機能を強化するとともに、周辺地域及び離島における生活道路、コミュニティ施設等日常生活に密着した基本的施設を整備する。

また、道路、空港、港湾等交通通信施設を整備し、圏域内はもとより、圏域間、本土間との交通通信ネットワークの整備拡充を行い、離島のもつ不利性の克服と生産活動の効率化及び生活便益の高度化、広域化を図る。

(4) 八重山圏

石垣島、西表島、与那国島等八重山群島から成る本圏域は、主として森林地域と農業地域から成り、また、豊かな水産資源と貴重な自然資源に恵まれ、開発の新しい地域である。

人口は、近年、総体として増加傾向に転じているが、人口減少の続いている離島もある。

本圏域の産業は、農業を中心とした第 1 次産業が基幹的位置を占め、また近年、観光レクリエーションの進展に伴い、観光関連産業が振興しつつある。

本圏域については、農林水産業の振興と観光保養地域としての整備を積極的に進めるとともに、生活環境施設等及び交通通信体系の整備を促進し、圏域が一体となった活力ある生活圏を形成する。

このため、農業については、農用地の確保、拡大及び高度利用に努めるとともに、大規模かんがい排水事業及び畜産基地の建設等農業生産基盤の整備を推進し、さとうきび、パインアップルをはじめ、生産性の高い機械化農業の確立と併せて肉用牛の供給基地の形成を図る。また、多様な土地条件を生かして野菜、葉たばこ、養蚕、熱帯果樹等の生産を振興する。

林業については、国土の保全、水源かん養等森林の公益的機能を強化するとともに、木材及び特用林産物の生産振興を図るほか、森林レクリエーション地域の整備を推進する。

水産業については、沿岸漁場の整備開発などにより資源管理培養型漁業を振興する。また、沖合漁業の振興を図る。

西表国立公園の貴重な原生林をはじめ、圏内の多様な動植物及び発達したサンゴ礁を中心とする海中景観など豊かな亜熱帯・海洋性自然と伝統的な集落景観及び独特の文化遺産を一体として保全しつつ、観光資源として積極的に活用し、石垣島を中心に周辺離島を結ぶ広域観光ルートの形成と海浜リゾート施設の整備を図り、我が国最西南端における国民的観光保養の場を形成する。

なお、西表島及びその周辺海域については、自然環境の保全に配慮しつつ、地域特性を生かした開発を進めるとともに、学術研究の場としても活用する。

さらに、農林水産物加工業、伝統工芸産業及び観光関連加工業等の育成振興を図るとともに、商店街の近代化を促進する。

日常生活の広域化に対応して、圏域の中心都市である石垣市においては、生活環境施設をはじめ、医療、福祉、教育、文化等施設の総合的な整備を図り、都市機能を強化するとともに、周辺離島においては、生活道路、コミュニティ施設等日常生活に密着した基本的施設を整備する。

また、道路、空港、港湾等交通通信施設を整備し、圏域内はもとより、圏域間、本土間との交通通信ネットワークの整備拡充を行い、離島のもつ不利性の克服と生産活動の効率化及び生活便益の高度化、広域化を図る。

5 人口及び経済社会のフレーム

沖縄の人口、経済社会は、この計画に基づく諸施策の実施等を背景に、目標年次においては、次のようになると見込まれる。

総人口は、漸次増加し、昭和 55 年の 111 万人から、昭和 66 年には 120 万人を超え、特に、生産年齢人口、高齢人口のウエイトが上昇し、全体的に高齢化が進む。

このような動向を反映して、労働力人口は引き続き増加し、昭和 55 年の 45 万人から、昭和 66 年には約 53 万人となる。また、就業者総数は、昭和 55 年の 43 万人から、昭和 66 年には 51 万人を超える。産業別には、各産業とも増加し、その構成比も大幅には変化しないが、第 1 次産業では 14 パーセントから 12 パーセントへ、第 2 次産業では 22 パーセントから 23 パーセントへ、第 3 次産業では 64 パーセントから 65 パーセントへと変化し、若干第 2 次産業及び第 3 次産業のウエイトが上昇する。

県内純生産は、産業の振興により増加することが期待され、昭和 55 年度の 1 兆 2,800 億円から、昭和 66 年度には、おおむね、2 兆 4,000 億円(昭和 55 年度価格)に達する。また、その産業別構成は、昭和 55 年度の第 1 次産業が 6 パーセント、第 2 次産業が 22 パーセント、第 3 次産業が 75 パーセントから、昭和 66 年度にはそれぞれ 6 パーセント、24 パーセント、73 パーセントへと変化し、第 2 次産業のウエイトが上昇するが、第 3 次産業のウエイトの高い経済体質は大きくは変化しない。なお、一人当たり県民所得は、昭和 55 年度の 116 万円から、約 200 万円(昭和 55 年度価格)になるものと期待され、全国水準との格差は縮小に向かう。

さらに、目標年次における県民生活は、居住水準の向上、都市公園の整備、医療福祉の充実、教育水準の向上等により、快適で文化的な生活

環境の確保が進む。また、道路、港湾、空港等交通通信体系が整備拡充されるとともに、地域に即した産業が振興され、県全域にわたって、公共的なサービスが享受でき、かつ、それぞれの地域の特性が発揮できる条件整備が進む。

第 3 章 部 門 別 の 推 進 方 針

1 水資源の開発及びエネルギーの確保

沖縄において安定した県民生活と経済社会を実現するためには、水資源及びエネルギーの安定供給は基本的条件である。

水資源については、これまで多目的ダムの建設等積極的にその開発を図ってきたが、水需要は、人口の増加、生活水準の向上及び産業開発の進展等に伴い、なお一層増大していくものと見込まれるので、水の安定供給の確保は今後とも緊急かつ重要な課題である。このため、多目的ダムの建設をはじめ、多角的な水資源の開発利用を促進し、併せて、水資源の有効性にかんがみ、その有効利用を進め節水型社会の形成を図る。さらに、水源かん養機能の強化を図るとともに、水源地域の振興に努める。

エネルギーについては、そのほとんどを石油資源に依存しているので、その安定確保を図るとともに、石油代替エネルギーの開発利用を促進する必要がある。

このため、電源の多様化を促進する等、電力の安定的かつ適正な供給を確保するための条件整備を図る。また、天然ガスの活用を推進する。さらに、省エネルギーの推進に努めるとともに、ローカルエネルギーの開発利用を促進する。

(1) 水資源

水の安定供給を図るため、北部 5 ダムを完成させるほか、その他の多目的ダムの建設を促進するとともに、西系列水道水源開発事業を促進する。

また、農業用のダムの建設を促進するとともに、地下ダム及び河口湾の淡水化についても、その開発利用を推進する。

さらに、今後一層増大する水需要に対応するため、ダム建設のほか、地域の実情に即して、小規模水源の開発、雨水及び地下水の利用や海水の淡水化などの多角的な水資源の開発利用を促進する。

このような水資源の開発利用を進めるに当たっては、水資源の有限性にかんがみ、節水意識の高揚と処理水の再利用等水使用の合理化を進め、水資源の有効利用を促進する。

また、森林資源の保全・培養を図るとともに、水源かん養保安林の配備を推進し、水源地域の保水機能の維持増進に努める。

なお、水資源の開発に当たっては、水源地域の生産基盤及び生活環境施設の整備等を図り、水源地域の振興に努める。

(2) エネルギー

電力については、専ら石油火力に依存し、また離島を多く抱え、小規模発電のウエイトが高い等の構造的な不利性に対処し、その安定供給を確保するため、石炭火力発電所の建設及び揚水発電等の調査、開発を進め電源の多様化を推進するなど経営基盤の改善に努める。

なお、電源開発に当たっては、環境影響評価を実施するなど環境保全に十分配慮する。

石油、ガス等についても、安全、防災に留意しつつ、安定供給を確保するとともに、特に、県内資源の有効利用を図る観点から、水溶性天然ガスの活用を促進し、適正な供給体制の確立を図る。

さらに、沖縄の有利な自然条件を活用した太陽エネルギー、バイオマスエネルギー、海洋エネルギー等のローカルエネルギーの開発利用を推進するため、ローカルエネルギーに関する各種調査研究を実施するとともに、事業化の推進等に努める。

2 交通通信体系の整備

数多くの離島で構成され、しかも本土から遠距離にある沖縄の地理的不利性を克服するとともに、県民生活と産業経済の発展を実現するためには、交通通信施設の整備が不可欠であり、これまでも積極的にその整備が図られてきたところであるが、なお不十分な状況にある。

このため、那覇空港、那覇港を沖縄における交通の拠点として整備拡充するとともに、中城湾港を流通加工港湾として整備する。また離島の港湾、空港を整備し、時間距離の短縮と安定的かつ安全な輸送の確保を図る。

また、専ら道路に依存している陸上交通については、均衡のとれた地域社会の形成、産業の振興開発等のために必要な体系的な道路網の整備を進め、バス、都市モノレール等の各種交通機関がそれぞれの特性を生かし得るような交通網の整備に努める。

交通体系の整備に当たっては、各種輸送機関の有機的な連携を強化し、県内県外各地域を結ぶ総合的な交通体系の整備を促進する。

さらに、通信需要の高度化、多様化に対応して、通信施設の整備を進め、通信ネットワークの整備拡充を図り、通信サービスの拡充、改善を促進する。

(1) 航 空

沖縄における輸送は、その地理的条件から特に航空交通への依存度が大きく、また、今後、特に経済社会の発展に伴い、航空輸送需要は、一層増大するものと見込まれる。

このような航空輸送需要に対処するため、那覇空港については、沖縄と本土間、本島と離島間の航空路線の中核的な民間空港として、また、我が国の南における国際交流の拠点となる空港として整備拡充する。

離島空港については、石垣空港の移転等を推進するほか、航空需要の動向に応じ整備等を検討する。

(2) 海上交通

沖縄の地理的特性から、人的・物的輸送わけでも物的輸送については、海上交通に依存するところが大きく、港湾の役割は重要である。海上輸送需要は、経済社会の発展に伴い今後とも増大するものと予想され、ま

た、船舶の大型化、近代化及び物流システムの変化等に対応するとともに、産業の振興開発及び海洋レクリエーションの振興に対応した港湾の整備拡充を図る。

那覇港は、沖縄と本土間、沖縄本島と離島間及び沖縄と海外を結ぶ拠点港湾として整備し、中城湾港は、工業基地の形成と流通の効率化に資するため、流通加工港湾として整備を進める。

平良港、石垣港、本部港の各港湾は、圏域の拠点港湾として整備する。

運天港、金武湾港及びその他地方港湾においては、住民生活の安定、地域の産業振興に寄与するよう地域の特性に応じた整備を図るとともに、離島の港湾においては、特に、安全かつ確実な輸送の確保のための整備を図る。

また、台風常襲地帯に位置すること、浅海域が広がっていること等沖縄の特性を踏まえ船舶の避泊及び航行の安全確保のための整備を図るとともに、海図、水路書誌及び航路標識の拡充等を図る。

(3) 陸上交通

沖縄における陸上交通は、専ら道路に依存しており、道路整備が県民生活や産業活動に与える影響は極めて大きい。

復帰後、道路の整備水準は改善されてきたが、なお、道路網密度が低い上に体系的な道路網の整備も立ち後れている。

したがって、これらの改善を図り、均衡のとれた地域社会の形成と観光及び産業の振興開発のために必要な道路の整備を行うとともに、公共交通機関とその他の交通機関との適切な役割分担を図る等、各種交通機関の特性の生かした体系的な道路網の整備を推進する。

このため、本島中南部を結ぶ沖縄自動車道の建設を促進するとともに、一般国道、県道、市町村道についてバス路線道路、産業の振興開発上重要な道路等を中心に整備を進める。また、これらの事業の実施に当たっては、バス・トラックターミナル、駐車場等の関連施策と一体となった交通網の整備を図る。

都市地域においては、住みよい生活環境の確保のため、バイパス、環状道路等幹線道路の整備及び主要交差点の改良を行うとともに、日常生

活に密着した道路の整備を推進する。また、那覇都市圏においては、新しい公共交通機関として、都市モノレールの建設を推進する。

離島や過疎地域を含めたその他の地域においては、離島架橋を推進するとともに、過疎対策に資する市町村の基幹道路、観光関連道路等に重点をおいて道路の整備を図る。

なお、これらの道路の整備に当たっては、交通安全施設の整備を図るとともに、道路の緑化にも配慮する。

(4) 通 信

経済社会の発展と国際化の進展に伴う通信需要の高度化、多様化に対処するとともに、離島性、へき地性の解消を図るため、通信施設の整備拡充を図る必要がある。

電気通信については、電話サービスの一層の充実を図るとともに、高度化、多様化する通信需要に対処するため、データ通信、画像通信のための施設の整備拡充を促進し、産業活動をはじめとする各方面における利用の拡大を図る。

さらに、電気通信網を利用して、医療等の新しい情報システムの導入を図る。

テレビジョン放送については、県全域にわたるサービスの実施を目途として難視聴地域の解消を図るなど放送施設の整備拡充を促進する。また、防災等のための無線施設の整備を図る。

郵便については、集配運送施設の整備等を促進する。

3 産業の振興開発

沖縄経済の自立的発展と活力ある地域社会の実現を図るとともに、増加する労働力人口に対処して就業の場を確保するためには、産業の振興開発が最も基本的な課題である。

復帰後、社会資本の整備を中心に各種施策が講じられてきたが、各種産業基盤はいまだ十分ではなく、また、本土市場との地理的遠隔性等の不利な条件に加えて、産業全般にわたって技術力、設備、経営力等の蓄積が浅く、近代化、合理化も立ち後れているなど、沖縄の産業の振興開発は不十分な段階にある。

産業の振興開発に当たっては、沖縄の地理的・自然的条件からくる不利性を克服しつつ、各産業分野ごとに沖縄のもつ可能性を積極的に生かすことを基本に、その育成を図るとともに、各産業が相乗的に発展していく構造をつくっていかねばならない。

このため、各種の産業基盤の整備を推進するとともに、生産の合理化、技術力、経営力の向上等を図り新しい分野、市場等の開拓を進めるほか、新規企業の導入を促進する。また、各産業の有機的な連関を深めることにより、産業全般の発展を図る。

なお、産業の基盤整備及び近代化を促進するため、財政投資の確保及び各種制度資金の活用を図る。

(1) 農 業

沖縄の農業は、亜熱帯の特有の自然条件を有するとともに、離島性、台風、干ばつ等多くの制約条件を併せもっている。復帰後、強力に推進された生産基盤整備をはじめとする各種の施策が漸次その効果を現し、野菜・花き及び肉用牛の供給基地の形成が期待されるなど明るい展望が開かれつつある。しかしながら、生産基盤整備や技術水準が立ち後れており、経営規模が零細である等生産力格差には依然として著しいものがある。

このため、生産性の高い亜熱帯農業を確立し、豊かで住みよい活力ある農村の建設を目指し、農業生産の基礎条件の整備を推進し、経営規模の大きな中核農家の育成と地域農業の組織化を中心に農業構造の改善を図る。また、豊かな太陽エネルギー等温暖な自然条件を生かして野

菜・花き及び肉用牛の供給基地の形成並びに基幹作目であるさとうきび生産の振興を図るとともに、養蚕、熱帯果樹、畜産等の生産を振興し、作目の多様化を推進する。

ア 農政の総合的推進

農業・農村の変化に対応して各種の農業施策が各地域の特性を最大限に生かしつつ、地域の創意と自主性を基礎に計画的かつ組織的に展開されるよう農政を総合的に推進する必要がある。

このため、優良農用地の保全・確保、生産及び生活基盤の整備、農業近代化施設の整備等の施策の総合的に推進する。特に農用地の利用増進、流動化による経営規模の拡大の強力に推進し、中核農家の育成を図るとともに、地域諸資源の高度利用のため地域農業の組織化を推進する。

イ 農業生産基盤の整備

農業用水の確保と有効利用を図るとともに、各種の土地改良事業及び農地開発事業を推進する。また、地域の実態に即して防風林の整備、土砂流出の防止等農用地保全対策を推進する。さらに、畜産基地の建設及び草地の開発等飼料基盤の整備を推進し、肉用牛の生産振興を基本に環境の保全に配慮した畜産生産基盤の整備を図る。

ウ 農業生産の振興

農産物需要の動向に対応し、地域の特性に立脚した農業生産の振興を図るため、野菜・花きについては、優良品種の開発普及、栽培技術の改善及び生産・出荷体制の整備を進め、ウリミバエ等特殊病害虫の根絶対策を積極的に推進することにより、冬春期における供給基地の形成を図る。また、野菜の自給率の向上を図るため、夏秋期における生産の振興に努める。

畜産については、肉用牛の供給基地の形成を推進するとともに、乳用牛、豚、鶏等の安定的な生産を図る。このため、家畜改良増殖対策等を推進するとともに、生産組織の育成を通じて耕種との有機的な結合を図る。また、家畜吸血だにの駆除等衛生対策を推進する。

基幹作目であるさとうきびについては、国内甘味資源の確保を図る観点から生産性及び品質の向上を基本に生産の振興を図ることとし、収獲機の開発普及、優良品種の育成導入と健全種苗の普及、病害虫の

防除等を積極的に推進するとともに、経営の複合化に努める。

パインアップルをはじめとする熱帯果樹等については、需要の動向に応じた生産の振興を図るとともに、優良品種の導入・改良、栽培技術の改善等を進め生産性の向上に努める。

養蚕、葉たばこ、茶、水稻等については、地域農業の経営の改善、合理的な土地利用を図る観点から安定的な生産を確保することとし、栽培技術の改善、近代化施設の整備等を進める。

また、家畜排せつ物の有効利用、土壌改良等土づくり対策を推進する。

エ 活力ある農村の建設と農業者福祉の向上

農村生活と農業生産とが密接に結びついている農村の特性にかんがみ、生活及び生産基盤を総合的計画的に整備するとともに、農村における生活の改善と健康対策等普及活動を推進する。また、農業者年金制度の普及を推進し、農業者の福祉向上に努める。

オ 農業経営の改善と後継者の確保

経営規模の拡大、農業機械の合理的な導入等を促進するとともに、生産組織の育成を推進し、農業経営の改善を図る。また、農業後継者の研修強化及び農業大学校の整備等を推進し、意欲ある農業後継者の育成確保を図る。さらに、計画的な合併の推進等により農業協同組合の機能充実を図るとともに、農業金融及び農業共済制度の充実に努める。

カ 流通・加工の近代化と価格の安定

中央卸売市場の開設等流通機構の整備を推進するとともに、輸送システム及び情報システムの整備を推進し、農畜産物の安定的な供給を図る。

さとうきび及びパインアップルの加工業の健全な発展を図るため、企業の合併を含めた合理化及び加工副産物の高度利用を促進する。また、畜産物の生産増大に対応して配合飼料等の安定供給体制の整備及び食肉加工業の健全な発展を促進する。

主要農畜産物については、各種基金及び公社等を通じて価格安定対策を推進する。

キ 農業技術の開発と普及

重要農作物の優良品種の育成，安定増収技術，地域農業の複合化のための総合的技術の開発等を推進するとともに，未利用・未開発資源の開発等の研究を進めるため，関係試験研究機関相互の一層の連携を図るとともに，試験場の計画的整備等総合的な試験研究体制の整備を推進する。

また，普及活動を充実して開発された営農技術の普及定着を図る。

(2) 林 業

沖縄の森林は，近年ようやく資源内容も回復しつつあるものの，その大部分が育成途上にあり，林業経営は総じて未成熟の段階にあるが，一方では林産物の供給，国土の保全，水資源のかん養等，森林のもつ多面的機能の発揮に対する社会的要請は一段と高まっている。

このため，森林資源を整備充実することにより，森林の経済的機能と公益的機能との総合的向上を図るとともに，亜熱帯地域の特性を生かした林業の育成を図る。

ア 林業生産基盤の整備

森林資源の整備充実を図るため，人口造林，天然林改良等を計画的に推進するとともに，優良種苗の確保を図る。また，林業の基幹的施設となる林道網を計画的に整備拡充する。さらに，松くい虫等森林病虫害の防除を推進し，森林保護に努める。

イ 林業経営の改善と担い手の育成

地域特性を生かした林業経営の実現を期するため，林業構造の改善を推進するとともに，特用林産物等の生産の振興を図るほか，市町村有林等の林業的利用の高度化を促進する。

また，地域林業の中核的担い手である森林組合の育成強化及び林業後継者の養成確保を図るほか，林業金融対策を充実する。さらに，県産材の利用促進及び林産物の流通加工体制の再編整備を図ることにより木材関連産業等の振興を図る。

ウ 国土の保全と水資源のかん養

海岸線の防災林造成及び山地治山等を積極的に推進するとともに，水源のかん養等を目的とした保安林の整備を図り，森林のもつ国土保全，水資源のかん養等の機能の増進を図る。

エ 保健休養機能の維持増進及び環境緑化

森林レクリエーションの需要の増大に対応して保健保安林、自然休養林等の整備を進めるとともに、県民の森を造成する等森林の保健休養機能の維持増進を図る。また、環境緑化木等の生産供給の円滑化を図り、地域の環境緑化に努める。

オ 林業技術の開発と普及

亜熱帯地域の林業技術の体系化及び県産材の利用開発を推進するため、試験研究体制の充実を図る。また、林業技術の高度化、多様化等に対応して普及活動の推進を図る。

(3) 水産業

熱帯性海域に位置する沖縄は、広大な周辺水域と水産動植物の生育の場である発達したサンゴ礁を有し、また、北上する黒潮の我が国海域での始点に位置するなど、我が国漁業にとって特異な地理的・自然的特性を有している。沖縄の水産業は、復帰後、その基礎条件の整備を中心とする各種施策の進展により、地域特性を生かした漁業生産が進むなど明るい展望が開かれつつある。しかし、水産業の生産基盤及び流通体制の整備がなお立ち後れているほか、経営規模は零細であり、漁業協同組合等の経営基盤がぜい弱であるなど、本土との格差はなお著しい。

このため、新しい海洋秩序の下で熱帯性海域という地理的・自然的特性を生かした生産性の高い活力ある水産業の確立を図る。

ア 周辺水域の高度利用と漁業生産の拡大

広大な沖縄周辺水域の高度利用を図るため、漁場環境の維持保全に努めつつ、沿岸漁場の整備開発、栽培漁業の展開等資源管理培養型漁業を推進するとともに、未利用資源・新漁場の開発利用を促進する。また、国際的な漁業情勢の動向に配慮しつつ、海外漁業の振興を図る。

イ 漁業生産基盤の整備

漁港及び関連機能施設を総合的・計画的に整備し、生産・流通基盤の充実を図る。また、糸満漁港を広く県外船をも対象とした水産業発展の先導的中核漁港として整備する。

ウ 水産物流通体制の整備と水産加工業の振興

水産物流通の拠点となる卸売市場を整備するほか、集出荷体制の確立、輸送条件の改善等を推進し、水産物の需要動向に即応した安定的な供給体制の確立を図る。また、水産加工業の振興を図るため、加工

技術の改善，新製品の開発等に努めるとともに，糸満漁港背後地に総合的な水産流通加工団地の形成を図る。

エ 水産業経営の安定と漁業協同組合等の育成強化

水産業経営の安定向上を図るため，漁業資本の充実，経営の改善等を推進することとし，このため，水産金融の充実を図るほか，漁業共済・漁船保険への加入を促進する。また，漁業協同組合の合併の推進等による経営基盤の強化を通じて組合の体質の改善を図るとともに，系統組織の強化を図る。

オ 豊かな漁村の建設と漁業者福祉の向上等

漁港をはじめ，集落環境の整備等を総合的に推進し，活力ある漁村環境の形成を図る。また，漁業者の福祉対策に努めるとともに，漁業後継者の育成を図るなど各種の施策を総合的に推進する。

カ 水産技術の開発と普及

水産資源の開発調査及び栽培漁業技術の開発等を推進するため，試験研究体制を充実するとともに栽培漁業センターを整備し，熱帯性海域の水産技術，水産資源の開発に努める。さらに，試験研究機関との連携等により，水産技術の普及・定着及び経営改善等を図るため，普及事業を推進する。

(4) 建設業

沖縄の建設業は，中小零細業者が多く，経営基盤がぜい弱かつ不安定であり，経営の近代化が立ち後れている。

このため，経営指導の強化等を図ることにより，企業体質の改善に努めるとともに，建設業の組織化及び共同化を推進する。

また，高度化，多様化する建設需要に対応して，設備の近代化及び技能者の養成等により，施工能力，技術水準の向上を図るとともに，指導体制を拡充強化し建設業の健全な発展を図る。

なお，建設関連業についても，その振興育成策を推進する。

(5) 鉱工業

沖縄の製造業は，零細企業が多く，経営基盤はぜい弱かつ不安定で，労働生産性も低い。産業構造に占める地位は依然として低く，また，製造業を核とした産業間関連も弱い。

したがって，沖縄経済の自立的発展の基盤を形成していくに当たって

は、既存工業の育成をはじめ新規工業の開発導入を図ることによって、製造業の生産力を拡充するとともに、製造業相互間、製造業と他産業との連携を強化していくことが必要である。

このため、企業の近代化、合理化を促進するとともに、技術力及び経営力の開発向上、新しい分野への進出を図り、活力ある企業の育成を図る。また、引き続き環境の保全を十分図りつつ、工業団地及び工業用水道等産業基盤の整備を進めることによって企業立地条件の改善を図り既存企業の団地化と生産力拡大を図るとともに、新規企業の立地を促進する。さらに、新規企業と既存企業の有機的な連携を通じて、製造業全体の技術水準の向上、生産分野の拡大を進め、相乗的な発展を図る。

ア 製造業

製造業の振興に当たっては、設備の近代化、経営の合理化等を通じて企業体質の強化を図り、併せて新製品・新技術の研究開発及び販路の拡大を促進してけん引力となる企業を育成するとともに、生産性の向上及び新しい分野の開拓を促進する。特に大半を占める中小製造業の振興を図るため地場産業振興のための施策を総合的に推進する。

糸満工業団地について既存企業の移転再配置と新規企業の導入を図る一方、中城湾港新港地区の開発を促進するとともに、必要に応じ中南部都市周辺における工場適地の確保を図る。併せて工業用水道等産業基盤の整備をはじめ所要の措置を講じ、企業立地を積極的に進める。新規企業の立地に当たっては既存企業の技術水準の向上等を進めることに留意しつつ、既存企業と一体となって工業構造の高度化を図る。なお、その際、工業立地に関する適切な環境影響評価の実施等により、総合的な環境保全対策を講ずる。

また、食品加工部門の整備充実を図る等工業試験研究指導体制の整備拡充を図り、時代の要請に対応する技術開発、技術指導、技術情報提供及び技術者養成を強化するほか、沖縄の地域特性を生かした新たな加工分野の開拓を促進する。

イ 伝統工芸産業

伝統工芸産業の振興は、沖縄のもつ特性を産業振興に生かすと同時に観光資源の開発を図る上で、重要な役割を果たすものである。

したがって、伝統工芸の特質を保持しつつ、産業としての振興を図

るため、業種、業態に応じて生産の分業化又は共同化、協業化、集約化を通じて企業の近代化を促進するとともに、後継者の育成、技術水準の向上、ニーズに合った製品の開発、原材料の安定確保、試験研究指導体制の整備等を図り、産地としての生産体制を強化し、併せて販路の開拓及び拡大並びに流通体制の整備を促進する。

また、観光の対象ともなる伝統工芸産業の団地の整備を図る。

ウ 臨空港産業

航空機による輸送機能と沖縄の地理的特性に着目した産業立地の促進を図るため、組立加工型工業など臨空港産業の新たな展開について検討する。

エ 鉱 業

石灰石、水溶性天然ガスについては、地盤沈下の防止に配慮する等適正な開発を促進し、その安定的供給を図る。

沖縄の海域に賦存が推定されている石油資源については、沖縄産業の振興に寄与する方向で調査開発を推進する。また、その他の鉱物資源についても、地域住民の意向等に配慮しつつ、開発を推進する。

オ 工業用水の確保

沖縄の工業開発を推進する上で、水資源の開発は重要な課題であるため、北部水系のダム建設を促進し、既存工業地域及び新規開発地域に係る工業用水の確保を図る。

(6) 商業、貿易

沖縄の商業は、零細規模の商店が多く、経営基盤がぜい弱であるほか、近代化、組織化及び流通体制の整備が立ち後れている。

このため、小規模な商企業の近代化と組織化を図り、店舗の共同化、共同仕入れ、共同配送等により取引形態の近代化を促進するとともに、駐車場及び憩いの広場等の整備を含め、商店街の近代化を積極的に促進する。

また、流通センターの設置を促進し、流通機能の円滑化を図るとともに、物産振興推進体制を強化して、販路の拡大を図る。

貿易の振興のため、輸向け製品の開発を促進するとともに、貿易団体の育成を図る。また、沖縄の地理的特性を活用した自由貿易地域の設置を図り、企業の立地と貿易の振興に努める。

(7) 運輸交通業

沖縄の地理的特殊性に加えて、経済社会の発展に伴い、運輸交通の役割は、ますます重要となっており、安定した輸送力の確保が産業経済の振興や生活の向上を図るために不可欠である。このため、各種輸送機関の特性を生かした効率的な輸送体系を確立するとともに、運輸業の近代化、合理化を図り、その育成に努める。

航空輸送については、国際・国内航空路線及び離島航空路線の確保を図り、併せて地域航空企業の健全な育成を図る。また、生鮮野菜、花き等の航空輸送や国際航空貨物輸送の需要動向を反映した施設の整備を図る。

海上輸送については、輸送秩序の維持に努めるとともに、輸送システムの向上等に対応して企業の合理化と船舶及び荷役・倉庫等関連物流施設の近代化を促進し、県内海運業の育成に努めるほか、離島航路網の整備充実を図る。

陸上輸送については、バス輸送の重要性にかんがみ、必要に応じターミナル等の施設を整備するほか、企業及び路線網の再編などを促進することにより、公共輸送機関としての機能拡充を図る。

また、トラック運送業の組織化、協業化を促進するとともに、共同輸送の推進等輸送の効率化を図る。

(8) 中小企業

沖縄の中小企業は、県経済の中で大きな比重を占めているが、小規模零細企業が圧倒的に多く、かつ、経営の近代化が著しく立ち後れているので、経営基盤の強化と体質改善を強力に進める必要がある。

このため、中小企業者の創意と自助努力を促しつつ、経済環境の変化に対応し得るよう、設備の近代化、構造の高度化、業種別近代化を推進するとともに、組織化の推進、診断、指導事業の充実等に努めるほか、研修体制の強化充実を図り、経営力の向上を促進する。

また、政府関係金融機関及び県などによる中小企業のための金融対策を充実するとともに、信用補完制度を充実して金融の円滑化を図る。

さらに、小規模企業の経営の改善と安定を図るため、小規模企業対策の強化を図るほか、下請企業の経営の安定と健全な発展に努める。

4 観光レクリエーションの振興

国民の所得水準の向上, 余暇時間の増加, 生活意識の変化などを背景に, 国民生活に占めるレクリエーションの役割はますます重要となっており, また, その多様化, 大衆化が進んでいるので, 質的充実を図ることが必要である。このためには, 日常生活圏内はもとより広域的な観光レクリエーション需要に対応した観光レクリエーション地域の開発整備が重要な課題となっている。

沖縄は, 亜熱帯海洋性の気候風土の下, 美しい白砂の海岸線やサンゴ礁など独特の自然景観や独自の伝統文化など魅力ある観光資源に恵まれ, 我が国における枢要な観光レクリエーション地域として, 高い評価を受けており, 今後ともその優れた特色を生かした観光レクリエーションの振興が期待されている。

その優れた資源を有効に活用して沖縄における観光レクリエーション空間の秩序ある形成を図ることは, 県民をはじめ広く国民に快適な観光レクリエーションの場を提供し, 健康で豊かな国民生活の実現に資すると同時に地域経済の発展にも貢献するなど極めて重要となっている。

このため, 沖縄の特色ある自然風土と文化遺産を国民的なかけがえのない財産として適正に保全, 継承し, 個性豊かな地域づくりを図るとともに, 地域としての魅力を観光にも活用し, 新たな観光レクリエーションのニーズにも的確に対応しつつ, その適地においてそれぞれの特性を生かした観光レクリエーションの場の開発整備等を積極的に促進する。

その際, 中南部圏においては, 都市的な魅力や歴史的, 文化的遺産等をも活用した観光レクリエーション地域として秩序ある整備を図るほか, 周辺離島では, 自然環境を生かした整備を進める。北部圏においては, 沖縄海洋博覧会記念公園の整備を進めるとともに, 海浜リゾートをはじめとする多様なレクリエーション拠点の開発整備を行う。また, 多数の離島から成る宮古圏及び八重山圏においては, 恵まれた自然環境を生かした海洋性の保養基地を主体とした観光レクリエーション地域の形成を図る。

さらに, 交通体系の整備と相まって, 離島を含めた観光レクリエーション拠点を適切に組み合わせた広域観光ルートの形成を促進するとともに, 各圏域における都市機能の整備と併せて観光関連産業の振興を図り, 観光受入体制の充実と観光収入の地域経済への波及効果の拡大に努める。

(1) 観光レクリエーション地域の開発整備

亜熱帯海洋性の自然特性を活用して海水浴場、マリーナ、海浜公園等を核とする海洋性の観光レクリエーションの場の開発整備を促進する。併せて、滞在型、保養型の観光レクリエーション需要に対処するため、家族向けの保養基地をはじめ、国民宿舎、リゾートホテル等を整備する。一方、今後の観光レクリエーション活動の国際化に対応し得る海浜リゾートの開発整備を促進する。

また、秩序ある快適な観光レクリエーション地域の形成を図るため、観光地及び主要観光ルート沿線における駐車場、展望施設等の各種施設の整備と併せて修景緑化等環境の美化を促進する。さらに、美しい海浜と海中景観の保護に努める。

なお、観光レクリエーション地域の整備と併せて県民のレクリエーション活動の充実に資するため、近隣スポーツセンター、都市公園、スポーツ広場等の積極的活用を図るとともに、自然歩道、県民の森等、自然に親しむための施設の整備及び自転車利用空間の確保を図る。

(2) 観光受入体制の整備

観光レクリエーション地域間の移動性を高め、広域的な観光レクリエーション需要の増大に対応するため、空港、港湾、道路等の体系的な整備と相まって、それぞれの島内はもとより主要島と周辺離島を有機的に結び、奄美群島との島づたい観光をも含め広域観光ルートの形成を図る。また、観光客の増大に対処して、本土主要都市等との航空路線の確保を図るほか、観光情報体系を整備し、観光案内、情報提供体制の充実に努める。

また、観光の拠点となる都市においては、観光客のニーズに対応した宿泊施設の整備をはじめ、亜熱帯性豊かな公園緑地、地域性豊かな商店街の整備などを促進し、魅力ある都市環境の整備に努める。

さらに、関係機関・団体等の連携の下に観光客の誘致を促進するとともに、魅力ある地域づくりと併せて観光の各分野に従事する人材の育成を図る。また、海洋性スポーツ・レジャーの普及とその指導体制の整備に努める。

(3) 観光関連産業の振興

質の高い地域性豊かな観光サービスの実現を図ると同時に観光レク

レーション地域としての健全な発展を，地域経済の発展に十分反映させていくため，観光関連産業の近代化，合理化を促進し，その育成を図るとともに，観光関連産業で使用する生鮮食料品，土産品等をできる限り地域内で調達，供給する体制を整備する必要がある。

このため，関係行政機関，団体の有機的な連携を強化し，民間部門の事業活動の適正な誘導と質的充実を図るとともに，観光消費と結びついた農林水産業，食品加工業，土産品製造業等の振興に努めるほか，観光レクリエーション機能を有する農園，伝統工芸産業の団地との整備，活用を図るなど，観光と地場産業との結びつきの強化を促進する。

5 自然環境と国土の保全及び公害防止

沖縄の自然環境は、豊かな太陽エネルギーと白浜に恵まれた海岸線を有する島しょ、緑豊かな原生林や貴重な動植物など多彩な特色を有している。特に、島しょ周辺の海は発達したサンゴ礁をもち、熱帯性の魚類をはじめ種々の生物が数多く生息し、海水の透明度も高く美しい景観をつくり出している。これらの自然特性は、広く国民全体の資産であり、その保全と活用を積極的に図るとともに、開発に当たっては、必要に応じ、環境影響評価を行う等により、自然環境の破壊及び公害の未然防止に万全を期する。

また、沖縄は、台風等による自然災害を被りやすい地理的条件下にあるため、国土の保全を進めると同時に防災体制を強化する。

(1) 自然環境の保全

自然公園、自然環境保全地域及び鳥獣保護区について、他の土地利用との調和に配慮しつつ、指定地域の拡大などを図るとともに、管理体制の充実並びに鳥獣保護施設、自然公園における利用施設の整備を推進し、オニヒトデ駆除の推進による海中公園地区及びその周辺のサンゴの保護を図る等により、沖縄の優れた自然環境を保全する。

さらに、都市周辺に残る自然環境については、緑地保全地区、風致地区の指定により保全を図るとともに、県民の緑化意識の啓発を図る等積極的に緑化を推進する。

(2) 国土の保全及び災害防止

沖縄は、台風の常襲地帯にあり、風雨、波浪等による自然災害を被りやすい条件下にある。

したがって、治水事業、海岸事業、治山事業等を積極的に推進するとともに、災害防止体制を強化する。

このため、河川の改修、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策事業等のもとより多目的ダムの建設などによって、河川の総合的な開発事業を促進する。特に、都市河川については、改修の促進と併せて河川環境の整備に努める。

また、強大な波浪、高潮の被害から国土を保全するため、海岸保全施設の新設及び改良を図り、海岸の保全機能を高めるとともに、海岸環境の整備に努める。

さらに、治山事業を計画的に推進し、水源かん養林、防災林等の保安林の造成整備に努めるとともに、造林事業を強力に推進する。

このほか、気象業務体制の整備、防災、海難救助体制の充実を図る。

(3) 公害の防止

産業の発展、都市の過密化等に起因する大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等を防止し、快適な生活環境を確保するため、公害発生源に対する排出規制や監視指導を推進するとともに、各種施設の整備を図る。また、各種の開発行為等に当たっては、周辺環境に十分配慮し、公害の未然防止に努める。

公共用水域の水質汚濁に対しては、生活排水について今後とも下水道の整備等を推進するほか、事業所等からの排水については適切な排水基準に基づいて監視指導を推進する。また、油及び廃棄物による海洋汚染に対して監視指導を強化するとともに、赤土流出等による海洋汚染の防止に努める。

事業所等からの騒音、振動及び悪臭に対しては、規制地域の拡大を図るとともに、発生源対策を推進する。また、米軍基地に起因する航空機騒音等に対しては、防音対策その他必要な施策を推進する。

さらに、自動車交通公害に対しては、測定局などの常時監視体制の充実をはじめ総合的に施策を推進する。

6 生活環境施設等の整備

沖縄の生活環境については、これまでも整備改善を図ってきたが、なお立ち後れた状況にあり、県民が健康で快適な生活ができるよう、合理的な土地利用の下に、住宅、公園、上下水道等を総合的に整備する。

このため、都市と農漁村の有機的な連携を強化し、健全な都市環境と魅力ある農漁村を一体的に整備する。

都市地域については、農林水産業との調和を図りつつ、無秩序な市街化を抑制し、既成市街地の環境整備と市街化しつつある地域の都市基盤整備を促進して、都市機能の高度化と良好な都市環境の整備に努める。

農漁村地域については、生産と生活が一体として営まれているという特性に配慮して、都市に比べて立ち後れている生活環境の整備に努める。

また、消費生活の安定向上と流通施設の整備を図るとともに、交通安全対策、犯罪の予防対策の強化及び消防防災施設の整備を推進し、県民生活の安全と平穏を確保する。

(1) 住 宅

沖縄の住宅については、今後、人口の増加に伴う世帯の増加等住宅需要の増大が見込まれるので、これに対応した良質な住宅の確保を図り、居住水準の向上に努める。

住宅の建設に当たっては、沖縄の住宅事情、需要の動向等に配慮しつつ、公的資金による住宅建設を促進するとともに、民間住宅の自力建設についても促進する。特に、都市地域においては、道路、公園、上下水道等の公共、公益施設の整備にも配慮し、公的機関による宅地造成及び住宅建設を推進する。

また、既成市街地においては、不良住宅地区の改良による住環境の改善と土地の高度利用を促進する。

(2) 水 道

生活の向上と産業の発展に伴って、今後増大する水需要に対処するため、水源の確保、導・送・配水施設及び浄水施設の整備拡充を図る。

また、老朽化した施設の改修及び施設機能の拡充を推進するとともに、小規模水道等の統合を図り広域給水体制の確立に努める。

このほか、地下水、雨水の利用及び海水の淡水化等地域の実情に応じた水源の確保を図り、水道施設の充実に努める。

(3) 下水道

人口の増加、都市化の進展に伴う汚水量の増大等に対処して、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、中部流域下水道等の下水道の整備を推進する。特に、中城湾等の沿岸地域の都市化の進展に伴い排出される生活排水等に対処するため、これらの地域に係る都市においても早急に下水道整備の推進を図る。

さらに、市街地における浸水地帯の解消を図るため、引き続き都市下水路の整備を行う。

(4) 廃棄物処理施設

生産と消費の拡大及び多様化等により、産業廃棄物及び一般廃棄物の量は、今後増大することが予想されるので、これらの廃棄物を適正に処理する処理施設を整備するとともに、収集運搬体制の強化を図る。

(5) 公園緑地

公園緑地の整備に当たっては、沖縄の公園整備水準に配慮しつつ、今後とも魅力ある街づくりに必要な都市施設として整備の促進を図る必要がある。このため、日常生活に密接にかかわる児童公園、近隣公園等をはじめ、都市住民全般の休息、運動等総合的な利用に供する総合公園等について積極的な整備を進めるとともに、国民体育大会に関連する公園についても整備の促進を図るほか、広域的、かつ多様なレクリエーション需要等に対応するため、国営沖縄海洋博覧会記念公園や県営の総合運動公園等、大規模公園の整備を図るとともに、緑の都市景観等を確保するため、都市部における緑化及び緑地の保全に努める。

また、首里城跡一帯の歴史的風土を生かしつつ、公園としてふさわしい区域について、その整備を検討する。

(6) 市街地開発

沖縄においては、人口、産業の都市集中、米軍施設・区域の存在等により都市が無秩序に膨張し、加えて、都市施設の整備の後れにより、都市機能や生活環境に好ましくない影響を与えている。

このため、市街化されつつある地域や軍用跡地等を対象に土地区画整理事業を実施するとともに、既成市街地については生活環境の悪化した地域の市街地再開発を進める。

(7) 流通施設

沖縄は、離島から成り立っているという地理的特殊性に加え、台風常襲地帯であるため、商品価格、特に生鮮食料品の価格は大きく変動するという傾向を有している。したがって、物価の安定と物的流通の効率化を図る上で、流通体制の整備は緊要な課題となっている。

このため、情報機能を備える流通センターを建設し、倉庫、トラックターミナル等流通関連施設の計画的配置を図って、商品の大量輸送、保管の便等に供するほか、卸売市場の計画的整備を図る。

(8) 県民生活の安全確保

多発する交通事故等を防止し、交通の安全を確保するため、交通環境の整備、交通安全意識の高揚、交通事故被害者対策等の交通安全対策を推進する。

また、犯罪や少年非行の防止を図るため、その対策を推進するとともに、施設の整備、装備の充実を図る。

さらに、都市の過密化、建築物の大型化、危険物施設の増加等に対処するため、消防施設の整備及び消防体制の強化、救急業務体制の確立を推進する。

(9) 消費生活の安定確保

消費生活センターを整備充実するとともに、地域の消費者行政推進体制の整備促進と消費者団体等の育成を図り、また、監視指導体制の拡充及び物価情報を充実し物価の安定に努め、消費生活の安定と向上を図る。

7 教育及び文化の振興

科学技術が進歩し、経済社会が多様な発展を遂げる中で、県民の教育への熱意にこたえ、その創造性を伸ばしていくためには、教育水準の向上に努めるとともに、地域性豊かな文化の振興を図る必要がある。

このため、整備が進められた学校教育施設について、なお引き続き必要な整備を図るほか、今後は社会教育施設、社会体育施設の整備充実や指導者の養成確保に努め、教育諸条件の一層の整備を図るとともに、教育活動の充実と学術研究の促進に努める。

また、青少年の健全な育成を図るとともに、婦人の社会参加を促進するため、婦人教育の充実を図る。

さらに、日本の古い伝統の上に、中国、東南アジア等の強い影響を受けて独特の文化圏を形成した沖縄の貴重な文化遺産を守り育てるとともに、芸術文化活動の充実と文化施設の整備を図る。

(1) 初等中等教育の充実

児童、生徒の健全な育成と基礎学力の向上を期して、初等中等教育の充実を図る。

このため、小学校、中学校の分離、統合、増設を行い、学校用地の確保に努め学校規模、学校配置の適正化を図るとともに、各種施設・設備等を整備充実し、併せて幼稚園の整備を進める。また、高等学校の新設を行い、高等学校への進学者の増加に対処するとともに、学校規模、学校配置の適正化を図るほか、各種施設・設備等を整備充実する。特殊教育諸学校についてその施設・設備等の整備充実を図るとともに、特殊教育に対する啓もうと就学を奨励するための経済的援助を図り、障害の種類や程度に応じた適正な就学の指導を促進する。

また、児童、生徒の基礎的、基本的な学力を高めるために、教育内容・方法の充実に努め、創造的な能力の育成を図るとともに、児童、生徒の心身の発達段階に応じた生徒指導及び生徒の能力、適正等に応じた適切な進路指導の充実に努める。

さらに、へき地教育の振興を図るためスクールバス、教職員住宅等の整備を促進する。

また、科学技術水準の向上を図るため、理科教育及び産業教育の振興

を促進するとともに、有為な人材を育成するため、育英事業の充実に努める。

このほか、教職員研修の充実に努めるとともに、教育センターの整備拡充を行い、教職員の資質の向上を図る。

私立学校については、学校経営の健全化及び施設・設備の充実に期する。

(2) 高等教育の充実

沖縄における学術研究と高等教育の場として中心的役割を果たす琉球大学について、特に、医学部と附属病院の整備等教育研究体制の一層の充実に努める。また、その地域的特性に配慮しつつ特色ある大学として整備する。

また、沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的な芸術文化の形成、発展を担う人材の育成する県立の芸術系高等教育機関の設置を図る。

さらに、育英事業等の充実ににより各般にわたる多様な人材の育成に努める。

私立大学については、私学の自主性、独自性を踏まえ、高等教育の場にふさわしい施設・設備及び教育研究体制の充実に期する。

(3) 社会教育の充実

豊かな人間性の形成と社会連帯意識の高揚を期して、生涯各時期に対応した各種学級、講座等の充実強化を図るとともに、社会教育指導者の養成確保と社会教育諸団体の育成など指導体制の充実に努め、青少年教育及び成人教育等を推進する。

また、県民の多様な学習要求に対応して、生涯教育情報の提供を行うとともに、視聴覚ライブラリーの整備とその活用を促進する。

このため、公民館については、類似施設の活用と機能分担を考慮しつつその適正な配置と設置の促進を図るとともに、図書館、博物館、総合社会教育施設等の社会教育施設の整備を進め、社会教育活動の充実に努める。

(4) 青少年の健全育成と婦人の社会参加の促進

青少年指導者の養成及び青少年団体・グループの育成を図り、地域に

おける青少年活動を促進するとともに、国内外における交流を推進し、明日を担う青少年の健全な育成を図る。また、青少年の人間形成に及ぼす親の影響の重要性にかんがみ、家庭教育に関する学習機会の整備充実を図る。

婦人団体の育成とその自主的活動の助長に努めるとともに、婦人の社会参加を促進するため、婦人教育の充実を図る。

(5) 県民の健康、体力の増進

健康、体力づくりを通じて明るく豊かな県民生活の形成に資するため、日常生活圏において運動広場、体育館、水泳プール等社会体育施設の整備充実を図るとともに、学校体育施設の地域住民への開放を促進し、その有効利用を図る。また、指導者の養成確保及び団体の育成強化に努めるとともに、地域スポーツクラブの組織化とその自主的活動を促進し、日常的な県民体育・スポーツ活動の充実を図る。

特に、活力ある沖縄県の発展を目指して昭和 62 年に予定されている国民体育大会の開催を契機とし、沖縄県総合運動公園をはじめ、地域スポーツの振興を図るための各種体育・スポーツ施設の整備を進め、県民の体育・スポーツへの参加と実践の気運の高揚に努める。

また、学校保健、学校安全及び学校給食の充実に努めるとともに、学校体育施設・設備の整備と学校体育・スポーツ活動の推進を図り、児童、生徒の体格の向上と基礎体力の増強を促進する。

(6) 文化財の保護及び芸術文化の振興

沖縄の歴史と風土にはぐくまれた貴重な文化遺産の保護、継承を図るため、建造物、美術工芸品、史跡、天然記念物等の調査及び保存を図るとともに、埋蔵文化財の保存、発掘、出土品の整理を行う。また、歴史的風致を形成している伝統的な建造物群の保存を図るとともに、文化財を核にこれと一体をなして集落景観、自然景観等伝統的なたたずまいを形成している地域を保存整備し、沖縄らしい歴史的環境の保全を図る。

なお、琉球大学移転後の首里城跡一帯については、歴史的風土の保存と整備に努める。

また、文化財の管理と愛護活動の推進に努めるとともに、歴史民俗資料館の設置を促進する。

さらに、民俗芸能等伝統芸能や染織、陶器その他の伝統工芸を保護育成するとともに、芸術鑑賞や創作活動等の芸術文化活動の充実と文化交流の促進に努めるほか、文化団体の育成及び文化情報の提供を促進する。

また、沖縄の歴史、考古、民俗、自然に関する調査研究及び芸術文化活動の拠点となる各種文化施設の総合的な整備を図る。

8 社会福祉の拡充と保健医療の確保

復帰後、社会福祉施設の整備が急速に進められたことにより、各種の福祉サービスの充実が図られてきたが、さらに、地域福祉や在宅福祉対策の充実を促進するとともに、利用施設等の施設整備が必要である。

このため、地域に根ざした福祉社会の実現を目指して、社会福祉推進体制の強化を図り、対象者のニーズに応じた在宅福祉サービスの充実強化及び社会福祉施設の整備を推進するとともに、民間福祉活動を促進する。

保健医療については、年々充実強化されてきたが、なお県民の保健医療需要に対応するためには、量的、質的に拡充強化を図るとともに、地域医療の充実強化という観点から、保健医療諸機関の連携及び機能分担を図るなど保健医療体系を確立する必要がある。

このため、県民の健康を保持増進し、疾病の早期発見、治療並びに医学的リハビリテーション体制の充実を図るほか、医師等保健医療従事者の養成確保及び保健医療施設の整備充実を推進する。

(1) 地域福祉の基盤整備

地域住民の参加と連帯に支えられた地域福祉活動の推進母体となる社会福祉協議会の機能を強化するとともに、福祉センターの増設及び総合福祉センターの設置を図る。また、福祉振興基金の拡充と民間福祉団体の育成を図るほか、民生委員及び児童委員の活動を充実させるとともに、ボランティア活動を促進する。さらに、福祉施設と地域との交流の推進を図る。

また、福祉事務所、児童相談所等の整備充実を図るとともに、社会福祉研修所を充実し、社会福祉従事者の資質の向上を図るほか、福祉思想の高揚に努める。

さらに、県民の福利厚生を高めるとともに、広く国民の利用に供するため、自然環境を生かした休養、健康増進等を図るための保養施設の設置を促進する。

(2) 老人福祉の充実

高齢化の進行に対処して、老人保健医療を充実し、老人の経験と能力を生かした社会参加を促進する。

また、ねたきり老人やひとり暮らし老人に対する介護サービス等在宅

福祉サービスを拡充するほか、各種老人福祉施設の整備を進めるとともに、老人福祉施設の地域への開放を促進する。

(3) 心身障害児・者福祉の充実

心身障害児・者のための相談指導体制を強化するほか、重度・重症障害児・者に対する介護サービス等の充実を図るとともに、障害児・者施設の地域への開放を推進し、在宅福祉サービスを拡充する。また、障害の種別、程度に応じた心身障害児・者の施設の体系的整備を図る。

さらに、心身障害者の社会生活への適応性を高める福祉サービスを推進するとともに、住みよい生活環境づくりを促進し、また、心身障害児・者のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、その自立と社会参加を促進する。

(4) 児童・母子福祉の充実

児童館、児童遊園等児童厚生施設を整備するとともに、地域が一体となった健全育成組織の育成に努め、児童の心身の健全な育成を推進する。また、保育需要に対応した保育所の整備など、保育対策を充実強化し、さらに、要保護児童のために、適切な養護・教護環境を確保する。

母子家庭、寡婦のための相談指導体制を強化するとともに、母子・寡婦福祉資金貸付事業等を拡充するほか、母子寮、母子福祉センターの整備を図る。

(5) 生活福祉の充実

低所得世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、援護指導の強化や世帯更生資金貸付事業を拡充するとともに、保護施設等を整備する。

(6) 医師等保健医療従事者の養成確保

医師、歯科医師不足を解消し、併せてへき地勤務医師等を確保するため、国費沖縄学生制度及び自治医科大学による医師の養成制度の活用並びに県立病院等における卒後医学臨床研修の充実を図る。

また、看護婦、理学療法士等保健医療従事者の養成確保と資質の向上に努めるとともに、その養成施設の整備拡充を図る。

(7) 医療基盤の整備と医療体制の確立

医療基盤の整備を図るため、県立病院等の医療機関の整備を促進する。また、医学的リハビリテーションなど多様化する県民の医療需要にこた

えるため、診療機能の充実に努める。

また、救急医療の確保については、休日夜間救急診療所を整備拡充するとともに、救急告示病院の確保など救急医療体制の充実に努める。

さらに、へき地医療対策については、へき地中核病院及び離島・へき地における診療所を整備充実に努めるほか、患者輸送車・船の整備、保健婦の配置及び巡回診療の実施を推進する。

また、医療情報システムの整備など中核病院と離島・へき地医療施設との有機的な連携を強化する。

なお、血液の需要増大に対処するため、献血思想の高揚に努めるほか、血液センターの整備拡充等の血液確保対策を強化する。

(8) 保健衛生の推進

県民の健康を保持増進するため、母子保健、成人病予防のための保健事業など健康づくり運動を推進するほか、公衆衛生活動の拠点となる保健所等保健施設の整備を行うとともに、県民の衛生教育の充実、各種保健医療機関の有機的な連携を図るなど、地域における保健指導体制を強化する。また、らい、結核等の疾病対策、精神障害者の医療及び社会復帰等精神衛生対策の充実に努めるとともに、ハブ対策の強化に努める。

食品の安全確保と乳・乳製品及び食肉の流通増大に対処するため、と畜検査員等の確保を図り、食品検査、監視体制を強化する。

9 職業の安定と労働者福祉の充実

沖縄においては、労働力人口の増加が見込まれるにもかかわらず、雇用機会が乏しく、若年失業者の割合の高さや、駐留軍関係離職者等の存在などが、雇用失業問題の特徴となっており、県内における雇用機会の拡大を図るとともに、沖縄の実情に応じた各種の施策を積極的に講ずる必要がある。

このため、産業の振興を積極的に推進することによって雇用需要の増大を図るとともに、職業指導、職業紹介等を充実強化し、就職の促進を図るほか、広域職業紹介を積極的に推進する。

また、公共及び民間における職業訓練の充実強化等労働者の職業能力の開発と向上の機会を拡充し、振興開発の担い手となる労働力の養成確保に努める。

さらに、資金、労働時間等の労働条件の向上及び労働者福祉の充実を図る。

(1) 雇用対策の推進

労働力需給の不均衡による多くの若年失業者の存在をはじめとする厳しい雇用失業情勢と今後予想される労働力人口の増加に対応して雇用の安定を図るため、産業の振興と有機的な連携のもと沖縄の実情に即した雇用機会の創出を図るなど、総合的に雇用対策を進めるとともに、職業指導、職業紹介を効果的に推進する。

また、県外就職が可能な者については、広域職業紹介を推進し、県外への就職を促進するとともに、県外就職者の定着化に努める。

さらに、新規学校卒業者に関しては、学校、家庭等との連携の下に、職業情報の提供を行うなど、適性と能力に応じた職業選択が行われるよう職業指導の充実強化を図る。また、中高年齢者、心身障害者等の就職困難な者に対しては、各種就職援護制度を積極的に活用し、就職の促進に努める。

(2) 駐留軍関係離職者等の再就職の促進

駐留軍関係離職者及び米軍の縮小等に伴い発生する関連産業からの離職者の生活と職業の安定を図るため、職業指導、職業紹介、職業訓練等各種の援護措置を活用し、その再就職を促進する。

(3) 職業能力の開発向上

今後の産業の動向、技術の進展等に対処して、公共職業訓練の内容を充実強化するとともに、民間における職業訓練の振興を図り、労働者の職業能力の開発向上に努める。また、技能検定制度の整備拡充を図り、同制度が労働者の自己啓発の目標と職業能力の評価及び処遇の指標となるよう努める。さらに、中高年齢者、心身障害者及び婦人の職業能力の開発向上を図るため、それぞれの実情に応じて、公共職業訓練、職場適応訓練等の充実強化を図る。

(4) 労働条件の向上と労働者福祉の充実

労働条件、職場環境、労使関係等の改善を積極的に推進するほか、勤労者財産形成促進制度及び中小企業退職金共済制度の普及、労働者福祉施設の整備充実等労働者福祉の充実を図る。

10 国際交流の場の形成と推進

沖縄は、我が国の東南アジア諸国等との接点に位置し、経済、文化等の諸般にわたり、国際交流を深めてきた歴史的経験を有するなど我が国が広く国際社会に協力していく場として好ましい条件を備えている。これらの特性を積極的に活用し、沖縄を我が国の南における国際交流の場として位置付け、その形成を図るとともに、国際交流を担う多様な人材を育成し、経済、文化、学術等の国際交流を積極的に推進する。

(1) 国際交流の場の形成

沖縄の地域特性を生かして国際交流の場の形成を図るため、本土、近隣アジア諸国等の主要都市を沖縄と有機的に連結する航空路線網の拡充を図り、那覇空港を国際的空港として整備拡充するとともに、那覇港を近隣アジア諸国等と沖縄を結ぶ拠点港湾として物資の増大に応じて整備し、併せて国際電話サービスの高度化を図るなど交通通信体系の整備を図る。

また、アセアン諸国等を対象にした研修等の機能を有する国際センターを国際協力事業団の附属施設として設置するとともに、これと相乗効果をもつ国際的機能を逐次集積させ、また、国際的な会議、集会等の開催が可能な施設の整備を進めるほか、宿泊施設の整備を促進し、国際都市にふさわしい都市環境の整備を図る。

さらに、国際交流団体の育成、学校教育における語学教育の振興、近隣アジア諸国語の修得機会の拡大にも配慮した語学センターの拡充整備の促進を図るなど国際交流の担い手の育成に努める。

また、沖縄の亜熱帯海洋性の自然特性を生かし、国際的な観光レクリエーションの振興を図る。

(2) 国際交流の推進

沖縄における国際交流の場を活用して国際交流を深めていくため、各種国際会議の開催や東南アジア諸国等との研修生、留学生等の相互派遣及び南米等の移住者子弟留学生の受入れを推進するほか、国際交流に関する情報の収集及び普及に努める。

また、青少年や教師、婦人等による国際親善交流を図るとともに、諸外国との経済、文化、学術等の交流を促進する。

さらに、南米等への技術・技能者を中心とする海外移住について、その円滑な実施を図る。

11 離島の振興

沖縄は、広大な海域に散在する多くの島しょから成り、そのうち有人離島は41島で、本島を除く離島の全県に占める割合は、面積で約46パーセント、人口で約12パーセントに達している。これらの離島は、環海性、狭小性、隔絶性等により経済社会の発展が制約を受けており、生活水準及び生産機能は、他の地域に比較して低位にあるとともに、人口減少が続いているところが多く、また、年齢構造の不均衡等を生じている。

このため、離島の振興に当たっては、離島のもつ不利性を克服しつつ、離島の特性と住民の創意を生かして産業の振興等を進めるとともに、交通通信網を整備し、沖縄本島等の都市との連携を緊密化するなど活力ある地域社会の形成を目指して、振興開発を進めるものとする。

なお、住民の日常生活の存続及び開発が困難な離島については、住民の意志を尊重しつつ、適地に集落の移転を図る。

(1) 産業の振興

離島の産業は、農林水産業が主体であり、食料品加工や伝統工芸、建設業などの第2次産業のほか観光関連サービス業が行われている。

離島は消費地に遠いなど不利な生産条件下に置かれているが、島の実情に応じ、それぞれの特性を生かした産業の振興を図り、特に若年層の就業の場の確保に努める。

農業については、農業用水の開発、農用地の開発整備等農業生産基盤の整備を強力に推進し、島の特性に即してさとうきび、肉用牛をはじめ野菜、養蚕、水稻等の生産を振興するとともに、農業経営の改善と後継者の確保を図る。

林業については、水源かん養、国土保全等の機能を強化するほか、特用林産物等の生産振興を図る。

水産業については、生産基盤の整備を進め、沿岸水域の高度利用を図る。また、流通体制の整備拡充を図り、漁業経営の安定と後継者の確保に努める。

製造業については、農林水産物加工を進め、島内自給度の向上、島外出荷を図る。また、伝統工芸品の生産性、品質の向上を図り、後継者の確保に努める。

観光については、島の特性を生かし、多様なレクリエーション需要に対応し得る施設の整備と人材の育成を図り、他の産業との結合を強化する。

(2) 交通通信施設の整備

交通通信施設の整備は、産業の振興開発、生活の向上に不可欠なものである。

特に、島外交通が航空路に依存している比率が高く、需要も大きい実態にかんがみ、石垣空港の移転等を推進するほか、航空需要の動向に応じ整備等を検討し、航空路網の充実を図る。

生活に密着した流通の拠点である港湾については、地域特性に応じた施設の整備を図るとともに、海上交通の安全を確保するため、航路の整備と併せて海図、水路書誌、航路標識等の充実を図る。さらに、海上交通の安定確保に努める。

道路については、改良舗装を進め、特に、バス路線に係る道路については重点的に整備を行う。さらに、架橋することによって住民の生活、産業面に著しくその効果が期待でき、効率的に架橋が実施可能な離島については、先行的、先導的役割をはたすものとして、架橋を進めるものとする。

通信施設については、テレビ放送難視聴地域の解消を図るなど、放送

施設の整備拡充を促進する。

(3) 社会生活環境施設等の整備

各離島の自然的、社会的条件に応じた社会生活環境施設の整備を進めることとし、特に産業、社会教育、保健、福祉等の機能を総合的に果たす施設の整備に配慮する。

また、水源の確保が困難な離島については、地下水、雨水の利用及び海水の淡水化等地域の実情に応じた水源の確保に努める。

電気については、時間点灯地域の 24 時間点灯を図るとともに、ローカルエネルギーの開発利用を検討する。

保健医療の確保については、医師等保健医療従事者の確保に努めるとともに、診療所、患者輸送車・船の整備、保健婦の配置、巡回診療の実施を推進するほか、医療情報システムの整備等、中核病院との有機的連携を強化する。

教育、文化については、学校教育施設の計画的な整備を図るとともに社会教育、社会体育施設の整備を進めるほか、文化財の保存に努める。

(4) 自然環境及び国土の保全

離島には、かけがえのない貴重な自然が残されており、開発に際しては、自然環境の保全に十分配慮し、特に重要な地域については、その保護に万全を期する。

また、離島は、台風等による自然災害を被りやすい地理的条件下にあるため、治山、治水、海岸保全施設等の整備を進めるほか、災害防備のための森林の整備、機能増進に努める。

なお、サンゴ礁の保全に十分配慮する。

む す び

この計画は、復帰後の沖縄振興開発の結果を総点検し、我が国経済社会の今後の方向を踏まえ、併せて、県民の意向と選択を反映しつつ、今後の沖縄振興開発の在り方について、その基本方向を明らかにするとともに、諸施策の方針を示したものである。

この計画の推進に当たっては、計画期間中における内外の諸情勢の変化も予想されるので、計画の基本方針を堅持しつつ、適切かつ弾力的に対応する必要がある。

また、この計画達成のためには、国、地方公共団体がそれぞれの分担に応じて努力することはもちろん、民間の創意と協力が不可欠である。

政府は、計画の推進状況及びその成果を適確に把握しつつ、計画の基本方向に即して、施策の計画的推進、沖縄振興開発金融公庫をはじめとする政府関係機関などの積極的活用を図るものとし、特に次の諸点に配慮して効果的に運営に努める。

- 1 施策の効果的かつ重点的な実施に努めるとともに、国、地方公共団体を通じて、施策相互間の有機的関連性を強めること。
- 2 計画の推進に必要な行財政、金融に関する有効適切な措置を講ずること。
- 3 県全域を通じ、均衡ある発展が実現されるよう、地域間格差の是正に配意しつつ、それぞれの地域における人口定住の動向、地域の特性及び住民の主体的努力を生かした方向で取り組むこと。
- 4 土地、水資源及び公有水面等の開発利用に当たっては、総合開発の方向に即し、その調整を積極的に進めること。
- 5 計画の効果的推進に必要な各種調査及び試験研究等の拡充を図ること。